

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年八月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三井造船生活協同組合 田井店
所在地 玉野市田井三丁目一三番四一号

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三井造船生活協同組合
住所 玉野市玉二丁目五番五号
理事長 堀川 貞徳

3 変更事項

(変更前)

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十時（二階部分 は午後七時）
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時二十分から午後十時十分

(変更後)

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午前〇時（二階部分は午後七時）
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時二十分から午前〇時十分
(第三駐車場は午前九時二十分から午後七時十分)

4 変更年月日

平成十七年八月六日

二 届出年月日

平成十七年八月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年八月十九日から平成十七年十二月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課